



船橋市議会議員（市民社会ネット）

浦田 秀夫 通信

自宅 船橋市松が丘 4-31-5 TEL&FAX 047- 466-6019

事務所 船橋市高根台 6-38-9 TEL&FAX 047- 461-1350

メール urata.hideo.1950@gmail.com ブログ <http://urata-hideo.seesaa.net/>

第 93 号（2013 年冬期号）
議会報告版

北習志野駅～医療センター間のバス路線 新年度、試験運行を開始

アンケートを実施した所、市民の皆さんから沢山の意見、要望が寄せられました。これらの意見、要望については 11 月の決算委員会、12 月の第 4 回定例市議会で取り上げました。もっとも要望の多かった北習志野駅～医療センター間のバス路線設置について、市は新年度実用化にむけて試験運行することを明らかにしました。その他、低所得者に対する固定資産税や医療費の減免、破損した市道の補修などについて取り上げました。

ルートは飯山満駅経由を検討

北習志野駅～医療センター間のバス路線設置については、今年の第 1 回定例市議会（3 月議会）で取り上げ、市が「バス路線設置について、



バス事業者と協議していきたい」と答弁したもので、第 2 回定例会（6 月議会）、第 3 回定例会（9 月議会）とバス事業者との協議内容や、新年度から実施することを求めてきました。

今回実施したアンケートでも、習志野台、松が丘、高根台、新高根の住民から要望が寄せられました。

質問に対し、市は「新年度できるだけ早い時期に試験運行をしたい、運行ルートについては飯山満駅経由を検討している」などと答弁しました。

して 25 年度は、今年度比 2 倍の 77 路線、約 12km の整備を予定している」などと答弁しました。

生活道路の補修を求める

大穴北の女性の方から「バス亭から徒歩で帰る道路がひび割れている場所があって、杖をついて歩いているので危ないから



補修してほしい」との要望がありました。

当該場所は、市に連絡して直ぐに補修してもらいましたが、この地域だけでなく市内のいたる所で道路のひび割れや損傷が目につきます。

歩道がなく車と人が一緒に通行している生活道路のひび割れ、損傷などは高齢者や障害者にとって危険なものとなっています。

これらの方々の通行の安全を確保するため、生活道路の補修に十分な予算が計上されるのが質問しました。

市は「生活道路を含む道路の補修については、年次計画を立てて実施しているが、市民及び町会、自治会からの全ての要望に対応できていない状況。道路舗装維持事業は重点事業と（左へ）

生活保護を受けず

頑張っている方への支援を

多くの市民が、生活保護基準以下の収入にも係わらず、生活保護を受けずに頑張っています。

市として、これらの方への支援の必要性について市長に考えを聞きましたが、市長からの答弁はありませんでした。市として、固定資産税や医療費の減免などを行なうよう具体的に質問しました。

低所得者の固定資産税減免を

40代の精神障害の子供と2人で生活保護基準以下の収入（年収145万円）で暮らす70代の女性から「固定資産税68,800円、国民健康保険料21,000円、介護保険料22,000円、医療費が毎月7,000円、その他お墓代、子どもための生命保険料、光熱費などを差し引くと月4万円の生活費で暮らしています。まだ、少し貯金があるので生活保護は受けられないし、家は子どものために手放したくない。生活保護者より惨めな生活です。せめて固定資産税を減免してほしい。」との訴えを紹介しながら、生活保護基準以下の収入で生活されている方の固定資産税の減免を求めました。

市は「減免の相談に来られる方々のほとんどが収入としては生活保護基準以下となっているが、預貯金の額が生活保護基準を超えている。その結果減免の対象にならない。」と答えました。

独自基準を研究したいと答弁

再質問で、預貯金の生活保護基準は「月の最低生活費の5割以上の貯金は収入とみなす」つまり、預貯金が5万円程度あれば対象にはならないということです。これはあまりにも厳しい要件です。要件を緩和し、介護保険料の市独自の低所得者に対する減免制度のように、所得と資産に応じた減免制度にするべきではないかと質問しました。

市は「生活保護基準は担税力を判断する客観的な判断基準。この基準を上回る減免要件の緩和は難しいと考えているが、国の新たな生活保護制度の改正内容を注視しながら、市独自の

判断基準については研究していきたい」と答弁しました。

この答弁にも納得できないとして、再三質問で、「生活保護基準は担税力を判断する客観的な判断基準」との答弁は現実とかけ離れている。市独自の判断基準については「研究」ではなく早急に検討するよう強く求めましたが、市の答弁は再質問に対する答弁の繰り返しでした。

低所得者の固定資産税減免については、引き続き取り上げていきます。

生活困難者の医療費減免を

船橋市病院事業の設置に関する条例第14条

（診療費等の減免）で「病院管理者は必要があると認めるときは、診療費等を減額し、又は免除することができるとしています。



しかし、減免要件として、災害等緊急避難的な事態が発生した場合を想定し、生活困難者への減免は想定していません。

生活保護を受けていなくとも実質的な貧困世帯で医療費が負担できない生活困難者に対する医療費減免制度を作ることを求めました。

市は、「低所得者に対する減免は、自治体病院が行なう場合の補填制度がなく、費用の問題など医療センターでは判断できない。

低所得者に対する減免は考えていないが、近隣自治体病院の動向は注視していきたい」と答弁しました。

慎重に検討すべき課題と答弁

この答弁に納得せず、再質問で「病院管理者として財源がないことから判断できないことは理解しますが、船橋市として医療費の支払いが難しい生活困難者に対する医療費の減免を求めている訳ですから、市が予算を組んで行なうことは考えられないか」と質問しました。

健康福祉局長の答弁は「市としては、慎重に検討すべき課題である」との答弁に止まりました。

生活困難者に対する医療費の減免制度についても引き続き取り組んでいきます。

市長提案の議案

第4回定例会市議会には、市長から子ども医療扶助費の増額や光風みどり園（障害者の通園施設）の指定管理料などの一般会計補正予算の他、地域主権改革一括法によって、これまで国が定めていた高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、婦人保護施設などの設備及び運営基準を市の条例で定める条例。

公園、道路、河川などの設置及び構造基準を定める条例。市営住宅の入居資格の収入基準や整備基準を定める条例。

これまで県が定めていた理容、美容師、興行場、旅館、公衆浴場、クリーニング業を行なう場合の講ずべき衛生措置を定める条例など37件が提出されました。

また、浜町公民館建替え建築工事請負契約、光風みどり園の指定管理者の指定など合計で49議案が提出されました。

提案された議案の内、特別養護老人ホームの設備及び運営基準を定める条例と市内に住所を有しない教育委員任命の同意について反対した。

低所得者にも個人の尊厳を

特別養護老人ホームのこれまでの国の基準は居室定員を1人とするものでした。これは、入居者のプライバシーや個人の尊厳を維持するために、施設のユニット型（個室）化を進めるためでした。

しかし、今回の市の条例では居室定員を4人以下とするもので、今回出され37件の条例の内、国の基準を下回る唯一の条例でした。

市は、ユニット型は利用料が高く、低所得者の方が入居できない。低所得者の方も入居できるように多床室を作れるように基準を緩和したと説明しました。

しかし、これでは低所得者（貧乏人）には、プライバシーや個人の尊厳は必要ないということになると指摘し、ユニット型でも低所得者が入居できるような利用料にすべきだとして条例に反対しました。

意見を伺った。意見聴取後、討論・採決が行なわれ、災患者の救済に関する意見書提出とアスベスト被害者の救済の意見書提出の陳情が採択された。

保育所の設置基準は現行維持

保育所については、現在市が認可要領に規定している基準を条例に決めました。

国の基準は、乳児室が園児1人当たり1.65平米、ほふく室が3.3平米。船橋市の認可基準は乳児室、ほふく室とも園児1人当たり4.95平米となっています。

市は、現在待機児童対策として、定員の120%の児童を受け入れ、実際には認可基準を下回っていますが、国の基準と同様にすべきだという意見がある中、市が国の基準を上回る基準を条例化したことは、保育の質を確保する上で評価できるものです。

野田市議の政務調査費疑惑

糾明は議会運営委員会

第3回定例会市議会（9月議会）では、共産党、市民社会ネットが共同提出した。野田剛彦議員の政務調査架空請求疑惑を解明する調査特別委員会（百条委員会）の発議案は議長採決で否決をされましたが、第4回定例会市議会には市民から同趣旨の陳情が出され賛成多数で採択されました。

前議会で発議案に反対したみんなの党が今回陳情の採択に廻りました。

陳情採択を受けて、自由市政会などから、地方自治法100条に基づく調査権限を議会運営委員会に委任する発議案が提案され、市民社会ネット、自由市政会（3人退場）、共産党、みんなの党（2人退場）の賛成多数で可決されました。

野田剛彦議員の政務調査架空請求疑惑は議会運営委員会で調査、糾明することになりました。

陳情者から意見聴取

健康福祉委員会では、議会に陳情を提出した方を参考人として呼び出して、陳情の主旨などの意見聴取を行ないました。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書提出、アスベスト被害者の早期救済・解決を国に働きかける意見書提出、生活保護基準引き下げはしないことを国に求める意見書提出、国民健康保健料の減額を求める各陳情者から（左へ）

市民から寄せられた要望・意見

市民から寄せられたご相談・ご要望で実現できたものやご意見へのコメント、浦田秀夫通信への意見などその一部を掲載します。

公園にベンチの増設

松が丘4丁目みどり

公園の藤棚の下にベンチを増設してほしいと、公園を利用するお年寄りの方々から要望がありました。



この藤棚の下のベンチは近所のお年寄りの方々の溜まり場（居場所）になっており、集まった方々が座りきれないため増設の要望が出されたもので、市と交渉した結果11月20日にベンチが増設されました。

カーブミラーの設置

北習志野グリーンハイツ自治会から、要望のあった児童公園の脇道路へのカーブミラーが10月21日に設置されました。



市の素早い対応に自治会の会長さんも大変喜んでいました。

公共下水道管の布設

公共下水道の供用区開始域内でありながら宅地まで下水道管が布設されていなかったことについて市民から相談を受けました。

市に原因の調査、今後の対応を求めたところ、市からは、過去の資料が存在せず、原因は特定できないが、年度内に下水道管を当該宅地まで布設するとの回答をいただきました。

浦田秀夫通信への意見

◎地域に根ざした活動をされていることは素晴らしいことです。利益誘導型の政治とは一線を画した提案と実行をお願いします。

◎文章に馴れていない若い人や行政に関りたくない高齢者が、一寸だけ関心をもって短時間で読んで理解できるような、やさしい表現の短い文章に心がけてほしい。

被災地がれきの受け入れを

高二小PTAの署名運動の際には大変お世話になりました。

ようやく、例の交差点の改良と歩車分離式信号設置への動きが実現したとのことで嬉しく思います。ご尽力に感謝致します。

ところで、船橋市は震災がれきの受け入れはしないのでしょうか。

被災地からも近いのですから是非受け入れるべきだと思います。

放射能を恐れる声もありますが、それでは被災地の人にとって放射能と暮らして行けと言っているのと同じだと思います。それはエゴです。

私は実際には恐れるほどのことはないと思っています。がれき受け入れを検討お願いします。

(ご意見へのコメント)

市は、これまで焼却場の受け入れ余力はあるが、放射物質の影響を懸念する市民の声や、廃棄物の燃焼排ガス中に含まれる『ばいじん』（飛灰）の処分先の確保ができないことなどから、がれき受け入れは困難であるとしてきました。

決算委員会で市は、(飛灰)の処分先は確保されたが、被災地で仮設の焼却場の建設が進んだことやすでにがれきを受け入れている自治体での対応で十分として、被災地からのがれき受け入れは見合わせている」と答弁しました。

不正受給は許されない

生活保護費の不正受給は許されない。受給条件をきちんとしてほしい。真面目な人がばかを見ることは許されない。役所のなかで調査する人が充分いるはず。審査基準が甘い気がします。私たち老夫婦は元気であることで、国、県、市へ貢献しています。貰い得のずるい奴は徹底罰則を望みます。(同趣旨の意見複数あり)

(ご意見へのコメント)

船橋市の不正受給件数は平成23年度161件で金額は1億685万円となっています。不正受給に対してはきちんと調査し、その返還を厳しく求めています。決算委員会では、不正受給を未然に防止するために特別班を設置し市民からの通報などに対処することを求めました。